

一刻も早い終息を願い

新型コロナウイルス感染症に関する
市民・事業者の皆さんへの支援

感染症による影響を受けた市民・事業者の皆さんへの支援は次の通りです。申請・手続方法など詳しくは各担当・問い合わせ先へお問い合わせください。

市民対象の給付金などの支援

◇特別定額給付金

○対象 基準日（令和2年4月27日）において、座間市の住民基本台帳に記載されている方

○内容 給付対象者一人当たり10万円を給付
※郵送などで申請が必要です。詳しくは8面「特別定額給付金」をご覧ください。

担当 特別定額給付金担当 ☎046(259)5018 ☎046(255)3550

◇子育て世帯への臨時特別給付金

○対象 令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当の支給を受けている方

○内容 子ども一人当たり1万円を給付
※公務員の方以外は手続き不要です。支給対象者には振込手配完了の旨を通知します。公務員の方は市への申請が必要です。

担当 子ども育成課 ☎046(252)7201 ☎046(255)5080

◇国民健康保険の傷病手当金の支給

○対象 国民健康保険の被保険者である被用者で、新型コロナウイルス感染症に感染した方または発熱などの症状があり感染が疑われる方

○内容 傷病手当金を支給
※詳しくは4面「国民健康保険の傷病手当金の支給」をご覧ください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7672 ☎046(252)7043

◇住宅確保給付金（家賃）

○対象 離職・廃業から2年以内または休業により収入が減少した方

○内容 原則3カ月間の家賃相当額（上限あり）の支給

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

生活資金などに関する支援

◇緊急小口資金などの特例貸付

○対象 感染症の影響により収入減少があった世帯

○内容 生活福祉貸付制度の緊急小口資金および総合支援資金の特例措置

担当 社会福祉協議会 ☎046(266)2004 ☎046(266)2009

◇生活困窮者自立支援制度

○対象 どなたでも

○内容 一人一人の困りごとに合わせた支援

担当 生活援護課 ☎046(252)8566 ☎046(252)7043

◇生活保護制度

○対象 世帯の人数や年齢などにより定められた最低生活基準に満たない収入の方など

○内容 最低生活の保障と自立の助長を目的として、その困窮の程度に応じた必要な保護

担当 生活援護課
☎046(252)7125
☎046(252)7043



詐欺に注意

給付金や市税の支払い猶予などに関して国や市区町村が現金自動預払機（ATM）の操作をお願いしたり、手数料の払い込みを求めたりすることは絶対にありません。不審に感じたら新型コロナウイルス給付金関連消費者ホットライン☎0120(213)188、市消費生活センター☎046(252)8490または担当へご連絡ください。

担当

広聴人権課 ☎046(252)8146 ☎046(252)0220

支払いの猶予・減免

◇市税の支払いの猶予

○対象 市税の納付が困難な方

○内容 収入が大幅に減少（前年同期と比べおおむね20パーセント以上の減少）した場合に、無担保かつ延滞金なしで1年間、市税の徴収を猶予

担当 収納課 ☎046(252)8021 ☎046(255)3550

◇水道料金・下水道使用料の支払い猶予

○内容 感染症の影響により、収入が減少し水道料金などの支払いが困難になった方や事業所を対象に水道料金・下水道使用料の支払いを猶予

○問い合わせ先 水道料金お客様センター ☎046(266)5520 ☎046(266)5524

担当 経営総務課 ☎046(252)8541 ☎046(257)4155

◇国民健康保険税の減免

○内容 感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯、あるいは主たる生計維持者の事業・不動産・山林収入または給与収入の減少が見込まれ、一定の要件に該当する世帯を対象に国民健康保険税を減免

※詳しくは市ホームページをご覧ください。

担当 国保年金課 ☎046(252)7003 ☎046(252)7043

◇介護保険料の減免

○内容 感染症により主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った方、あるいは主たる生計維持者の事業・不動産・山林収入または給与収入の減少が見込まれ、一定の要件に該当する方を対象に介護保険料を減免

担当 介護保険課 ☎046(252)7719 ☎046(252)8238

◇国民年金保険料の免除

○内容 国民年金第1号被保険者で感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった方を対象に国民年金保険料を免除

※詳しくは市ホームページまたは日本年金機構ホームページをご覧ください。

○問い合わせ先 厚木年金事務所 ☎046(223)7171

担当 国保年金課 ☎046(252)7035 ☎046(252)7043

事業者対象の支援

◇座間市中小企業等緊急支援給付金（新型コロナウイルス感染症緊急対策）

○対象 県知事が休業または営業時間短縮などの要請をした日以前に開業し、営業の実態がある市内の事業者で次の①②いずれかの要件を満たす中小企業および個人事業主

①県の休業・営業時間短縮などの要請に応じた事業所で「神奈川県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」の交付を受けた事業者

②同協力金の交付を受けていない事業者で新型コロナウイルス感染症の影響で、令和2年2月以降、前年同月比で売り上げが30パーセント以上減少した月がある事業者（平成31年2月以降に創業し、申請の時点で比較対象月がない場合は、創業した月から令和2年1月までの期間の月平均売上高を基準とする）

○内容 1事業所当たり10万円を交付（1回限り）

※9月30日（水）までに郵送で申請が必要です。詳しくは市ホームページをご覧ください。

担当 商工観光課 ☎046(252)7604 ☎046(255)3550